

平成26年10月15日

佐倉市長 蕨 和雄 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



「原子力損害賠償に係る質問について」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、貴市をはじめ、広く社会の皆さんに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、平成26年9月12日に貴市よりいただきました「原子力損害賠償に係る質問について（26佐生環第180号 平成26年8月15日）」につきまして、別添のとおりご回答申し上げます。

以上



(1) 水道・工業用水事業に係る追加的費用・営業損害について<項目1>

水道水の摂取制に対する、市民への周知・問い合わせの対応や時間外勤務については、賠償の対象外となっている。また、「追し出し時間外の超過勤務」のみが賠償対象となっているが、福島第一原子力発電所の事故に起因して膨大な業務が発生し、勤務時間内・時間外に関わらず対応を強いられていることから、当該事故に対応を強いられた業務については、時間内・時間外問わず賠償の対象とするべきであると考える。

[ご回答]

賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただいております。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下「賠償対象業務」といいます。）を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に「賠償対象業務」を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外・「押し出し時間外」につきましても、具体的なご事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。

以上

(2) 学校給食等に係る検査費用について<項目5>

学校給食等に係る検査費用について、平成24年度までを賠償対象とされており、平成25年3月31日分までは賠償対象となっており、一部消耗品費（破損した品物の買い替え分）を除いた額としているが、それ以降の平成25年度も実施しており、現在も継続中である。

検査に係る費用について、期間を限定することなく、また、検査に要した消耗品類等の経費についても損害賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

食品衛生法における新基準値の設定等を踏まえますと、学校給食等の検査への必要かつ合理的な賠償対象期間としましては、原則、平成23年度までと考えておりますが、国の予算措置遅れ等の外部要因により検査機器の購入が遅れた等の個別のご事情に応じて、平成24年度に限り例外的に賠償対応とさせていただいております。

しかしながら、平成24年度末の時点で前述したような外部要因等による特殊事情は生じていないと考えていること、かつ平成24年度の「学校給食モニタリング事業」における検査結果では基準値を超過した放射性物質は検出されておらず、食品衛生法における食品検査の有効性が証明されていること、また平成25年度の検査計画に関する政府通知においては、「平成24年度の検査結果にて食品から検出される放射性物質は低下しており、出荷制限の対象となるような基準値を超過する品目は一部品目に限定されつつある」ことが証明され、一次的な検査である食品衛生法に基づく検査でさえ、検査対象の指定品目が限定的となっていること等を踏まえますと、賠償をさせていただく必要かつ合理的な期間としては平成24年度までと考えております。

また、「消耗品類等の経費」につきましては、法令および政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた費用と確認できないため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(3) 空間放射線量の検査費用について<項目10>

空間線量検査費用の賠償期間を平成23年12月末までとされているが、放射線の影響を受けやすい子どもの集まる施設を中心に、現在も測定を継続している。

空間放射線量測定に要した（要する）消耗品類、機器の維持管理費（修繕費を含む）は、事故が発生しなければ必要のない経費であり、今後も引き続き、測定を行っていくことから、期限を限定することなく賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

平成23年11月に航空機モニタリングの結果が公表されたことで、住民の不安や恐怖を緩和するための一定の情報が提供されたことに加え、平成23年12月の「放射線モニタリングの見直しについて」にて、急激な放射線量の増加が今後は想定されないことが明記されたため、それ以降の地方公共団体さまにおける検査の必要性は低くなったことを踏まえ、住民の不安や恐怖の解消のための必要かつ合理的な検査として認められる期間は、原則、平成23年12月までとさせていただいております。

資産価値を持つ物の購入は、ご請求者さまが資産価値を取得しており損害の発生が認められないことから、原則、賠償の対象外とさせていただいております。

しかしながら、放射線（検査）測定機器につきましては、将来に確実に生じうる賠償対象となる検査費用を代替するものとして認められる場合、将来に生じる損害（検査費用）に対する賠償金として購入費用を賠償対象とさせていただいております。

「空間放射線量測定に要した（要する）消耗品類、機器の維持管理費（修繕費を含む）」につきましては、所有される資産の活用にあたる費用と考えられることから、賠償金のお支払いの対象外とさせていただいております。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(4) 除染費用について<項目12>

放射性物質汚染対処特措法の対象とならない除染費用について、賠償の対象としていない。

除染については、明らかに原発事故の起因により実施されており、費用については、賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」にもとづき進められるとしており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。

同法に該当しない除染費用につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）」（以下「中間指針」といいます。）や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。

以上

(5) 人件費について<項目13>

福島第一原子力発電所の事故に起因して膨大な業務が発生し、時間内、時間外に関わらず対応を強いられており、当市においては平成24年度4月からは放射線対策担当を新たに設置し対応している。

人件費の賠償対象については平成24年3月31日までの押し出し時間外の超過勤務のみとされているが、時間内、時間外を問わず対応していること、それらの対応により行政サービスの低下を招いている所属も発生していることから、通常時間内の人件費、平成24年4月1日以降の人件費についても賠償対象とするよう再検討すべきではないか。

[ご回答]

賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただいております。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下「賠償対象業務」といいます。）を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に「賠償対象業務」を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外・「押し出し時間外」につきましても、具体的なご事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。

以上